

フランスにおける移民政策の展開 (二)

—— マグレブとの関係を中心に ——

目次

- 一 本論文の目的
- 二 移民の意義と国民の概念
 - (1) 「移民」の意義
 - (ア) 日本語の意義
 - (イ) フランス語の意義
 - (ウ) 言葉の背後にある社会実態の違い
 - (2) 移民と国民
 - (ア) フランスの国籍取得要件
 - (a) 生来のフランス国籍
 - (b) 出生後の事由によるフランス国籍の取得
 - (イ) 日本の国籍取得要件

江
口
隆
裕

- (a) 出生等による国籍の取得
 - (b) 帰化
 - (ウ) 小括
- 三 フランスにおける移入民の実態
- (1) フランスにおける移入民の実態
 - (2) 移入民の国別内訳
 - (3) 日本及び欧州諸国との比較
- (以上前号)
- 四 フランス革命前後からナポレオン法典まで
- (1) 革命前後のフランス人の定義の変遷
 - (ア) アンシャン・レジームにおけるフランス人の定義
 - (イ) 革命期におけるフランス人の定義
 - (a) 能動的市民と受動的市民の区分
 - (b) アンシャン・レジームの遺制の廃止
 - (ウ) 一七九一年憲法
 - (a) 君主制下での一院制の国民立法議会
 - (b) 能動的市民の要件とフランス市民の要件
 - (i) 能動的市民の要件
 - (ii) フランス市民の要件
 - (iii) 生地主義の採用
 - (エ) 外国人の名誉市民問題
 - (オ) 一七九三年(共和暦 I 年) 憲法
 - (a) 直接選挙制による共和制
 - (b) 生地主義と社会的要件のない市民要件

- (c) 未施行に終わった急進的憲法
- (カ) 一七九五年(共和暦III年)憲法
 - (a) 間接選挙制による二院制の採用
 - (b) 生地主義と納税が市民の要件
 - (c) ブルジョア共和制的特質
- (キ) 一七九九年(共和暦VIII年)憲法
 - (a) 統領制と変則的な二院制
 - (b) 社会的要件を排除した市民要件
 - (c) 公職名簿登載のための三重の間接投票制
- (ク) 一八〇二年(共和暦X年)憲法
 - (a) ボナパルトの独裁体制の確立
 - (b) 納税額による公職資格の制限
- (ケ) 一八〇四年(共和暦XII年)憲法
- (2) ナポレオン法典とフランス人の定義規定の改正
 - (ア) フランス市民の定義規定とフランス人の定義規定の分離
 - (a) 一七九三年憲法以降の両者の一体化
 - (b) 民法典による両者の分離
 - (c) 自然死と民事死の分離
 - (イ) 生地主義から血統主義へ
 - (a) 血統主義をとった民法典
 - (b) 血統主義のトロンシェ案と生地主義のボナパルト案の対立
 - (c) 生地主義に反対した立法府
- (ウ) 外国人遺産没収権の取扱い

四 フランス革命前夜からナポレオン法典まで

フランス人であるということは、アンシャン・レジームでは国王に対する忠誠の証であり、革命期には革命への参加の証であったが、それらを基礎づけるのは、フランスに居住しているという事実であった。しかし、一八〇三年のナポレオン法典の登場によって、それまでの生地主義の伝統は覆され、父親がフランス人の子はフランス人であるという血統主義が導入されることになる。¹⁷⁾

本章では、まず、フランス革命前後の政治体制の変遷とフランス人の定義の変化がどのような関係にあったのかについて、特に当時のフランス憲法の規定を中心¹⁸⁾に考察する。その上で、ナポレオン・ボナパルトの独裁体制が確立される前の一七九九年憲法の下で作成されたナポレオン法典においてなぜ血統主義がとられたのかを検討する。

(1) 革命前後のフランス人の定義の変遷

(ア) アンシャン・レジームにおけるフランス人の定義¹⁹⁾

アンシャン・レジームの下では、フランス人に関する明確な定義はなかったが、相続問題に関する法的紛争に付随して、フランス人とよそ者 (aubain)²⁰⁾を区別する必要がある。というのも、フランス人の相続人がいないままよそ者が死亡した場合には、国王は、外国人遺産没収権 (droit d'aubaine) を行使してその財産を没収することができたからである。一六世紀初頭には、この意味でフランス人と認められるためには、フランス王国で生まれたこと、フランス人の親から生まれたこと、フランスに永住していること、という三つの要件が必要であった。

したがって、子がよそ者とみなされる場合、つまり子が外国で生まれた場合には、その子は、父親の財産を相

続でなかつただけでなく、国王の臣民とされず、また、公務に就けず、弁護士や大学教員になれないなど職業能力も制限された。もつとも、これらは一部のエリートにのみ関係する事柄であり、彼らに関しては個別に帰化を認めるなどこれらの制限を回避するための便法があつたと言われている。²¹⁾

それでも、相続に関しては様々な紛争が生じ、議会在——当時は議会在が裁判所を兼ねていた——フランス人の範囲を決めていた。まず、一五一五年二月二三日には、パリ議会の決定で、フランス人の要件に生地主義が導入された。すなわち、親が外国人であっても、子がフランスで生まれた場合には、フランス王国に居住していることを条件に、相続能力、つまりフランス人であることを認めただのである。

さらに一五七六年九月七日には、パリ議会は、両親がフランス人であつてイギリスで生まれた娘に相続を認めるかどうかという紛争に關し、血統があれば、出生地を問わずに、フランス人の資格を認めるといふ決定を行った。ただし、両親の死後もフランスに居住することが要件とされ、相続人が国外に去れば先祖からのすべての財産が没収された。このように現在のみならず将来にわたつてフランス王国内に居住することをフランス人の要件としたのは、その子が「帰国の意思」(esprit de retour)を有していることを確認するためであり、それは王への忠誠の証しでもあつた。

以上の経緯によつて、アンシャン・レジームの下では、フランスで生まれ、又はフランス人の子として外国で生まれた者であつて、現在及び将来にわたつてフランスに居住する者はフランス人であるとされており、血統主義も取り入れられていたものの、生地主義が支配的基準となつていた。

(イ) 革命期におけるフランス人の定義

(a) 能動的市民と受動的市民の区分

一七八九年のフランス革命は、平等の理念に基づき各種特権を廃止し、個人を権利の中心に置いた。奴隷制は廃止され、プロテスタントは社会に再復帰し、ユダヤ人は平等な権利を得た。フランス人は、法の前に平等になった。しかし同時に、多少の資産を有する成人男子であつて、選挙権を有し、国家主権を行使する能動的市民 (*citoyens actifs*) と、女子や未成年者、貧困者といった受動的市民 (*citoyens passifs*) という新たな差別を設けた。フランス革命における「市民」とは、資産を有する成人男子を意味していたのである。⁽²²⁾

革命後をはじめてフランス人の定義を定めた法令である「フランス人とみなされ、及び能動的市民の権利の行使が認められるための条件に関する一七九〇年四月一〇日のデクレ」⁽²³⁾は、フランス人自体の定義は示していないものの、国外で生まれた外国人が能動的市民となる要件を示している。すなわち、「王国の外で外国人の両親から生まれたすべての人々は、フランスに居住し、市民としての宣誓をし、王国内に継続して五年以上住所を有し、⁽²⁴⁾ 加えて、不動産を有するか、フランス人女性と結婚するか、商業活動を行うか、又は、原則として国境の県若しくは海辺の都市から市民階級としての信任状を受けていれば、フランス人とみなされ、能動的市民の権利の行使が認められる」と定め、一定の社会活動実績を加味した居住地主義をとった。このデクレによって、外国人は、帰化によらずともフランス人になることができるようになったのである。

このデクレは、一七九一年憲法第Ⅱ編第三条に受け継がれ、一七九五年憲法が効力を発する一七九五年九月まで効力を有した。この間、フランスに居住し、フランス人女性と結婚した者や軍隊に徴用された者など数千人の外国人が自動的に国籍を取得したとされている。

(b) アンシャン・レژیームの遺制の廃止

このほか、フランス人の定義に関連するアンシャン・レژیームの遺制を廃止したものととして、「外国人遺産没収権及び外国人財産分割徴収権を廃止するための一七九〇年八月六日のデクレ」⁽²⁶⁾がある。これは、外国人遺産没収権及び外国人財産分割徴収権は、すべての人間を結びつける博愛の原則に反し、フランスは、自由な政府の下で、領土内のすべての人々に対して崇高で侵すことのできない人権を享受できるようにするとして、これらの権利の廃止を宣言したものである。また、「亡命したプロテスタントの財産の回復に関する一七九〇年二月九日のデクレ」⁽²⁷⁾は、亡命したプロテスタント及びその子孫に対し、宗教を理由に没収された財産の回復を認めた。

(ウ) 一七九一年憲法

(a) 君主制下での一院制の国民立法議会

フランス最初の憲法である一七九一年九月三日の憲法(以下「一七九一年憲法」という)は、その冒頭に一七八九年八月二六日の「人間及び市民の権利の宣言」(Déclaration des droits de l'homme et du Citoyen)⁽²⁸⁾を掲げ、その実現を図るために制定された。そのため、同憲法は、主権は国民(Nation)に属する(第Ⅲ編第一条)⁽²⁹⁾と定めたものの、その執行は王に委ね、「政府は君主制(monarchique)である」(同第四条)と定めて、立憲君主制をとった。ただし、王は国民及び法に従うものとされ(第Ⅲ編第二章第一節第一条)、法律の提案・決定、公の支出や租税の決定などは立法府(Corps législatif)が行うとする(第Ⅲ編第三章第一節第一条)などにより、王の権限を大幅に制限した。

また、立法権は、七四五人の議員(représentant)で構成される一院制の国民立法議会(Assemblée nationale législative)が担うとした(第Ⅲ編第一章第一条及び同章第一節第一条)。議員の数は、地域、人口及び直接税額に応じて八

三の県に配分され（同節第二条）、具体的には、二四七名は各県に三名ずつ（パリ県は一名）（同節第三条）、二四九名は人口に応じて各県に配分され（同節第四条）、残り二四九名は直接税額に応じて各県に配分された（同節第五条）。

次に、能動的の市民によって構成される第一次選挙人会（*Assemblées primaires*）を市（*ville*）及びカントン（*canton*）³⁰とに組織し、能動的の市民一〇〇人につき一人の選挙人（*electeurs*）を選出する（第三編第一章第二節第一条、第六条）。そうして選ばれた選挙人によって構成される選挙人会（*Assemblées électorales*）を県とに組織し、そこで各県に配分された数の国民立法議会議員を選出するという間接選挙制をとった（同章第三節第一条）。

(b) 能動的の市民の要件とフランス市民の要件

(i) 能動的の市民の要件

上記選挙人を選出する能動的の市民の要件について、一七九一年憲法は、「フランス人に生まれ又はフランス人になつたこと、満二五歳であること、市又はカントンの住所を有すること、少なくとも三日の労働に相当する直接税を支払っていること、召使ではないこと、市町村の国民軍への登録をしていること、市民としての宣誓をしたこと」を定めた（第三編第一章第二節第二条）。

(ii) フランス市民の要件

一七九一年憲法は、第二編第二条において、能動的の市民の要件とは別に、フランス市民（*citoyens français*）の要件を定めた。これは、一七九〇年四月三〇日のデクレを統合し、フランスの歴史においてはじめて全国的に適用されるフランス人の定義を明確に定めたものとされている³¹。具体的には、①父親がフランス人であつてフランスで生まれた者、②父親が外国人であつてフランスで生まれ、フランス王国に居所を定めた者及び③父親がフランス人であつて外国で生まれ、フランスに定住するために帰国し、市民としての宣誓をした者は、フランス市民になると定めた。①と

③は父系血統主義を基本とし、②は生地主義をとった。

また、第Ⅱ編第三条では、④両親が外国人であつて外国で生まれ、フランスに居住するものは、「継続してフランスに五年間居住し、かつ、不動産を取得するか、フランス人女性と結婚するか、又は農業若しくは商業の活動を行うかしており、かつ、市民としての宣誓をしていれ」ばフランス市民になると定め(第Ⅱ編第三条)、フランスで生まれていなくても、五年間の継続的居住と一定の社会活動実績があればフランス市民になるとし、居住地主義をとっている。さらに、第Ⅱ編第四条では、立法権は、フランスに住所を定め、市民としての宣誓をした外国人の帰化を認めることができる」と定め、別途、帰化の制度も設けていた。

(iii) 生地主義の採用

以上のように一七九一年憲法は、能動的市民の要件とフランス市民の要件を別に定めていたものの、前者は後者を前提にしていたものと解される。その上で、前者については、三労働日に相当する直接税の支払などの資力要件と国民軍への登録という国家への貢献要件を加重し、範囲をより制限していた。

(エ) 外国人の名誉市民問題

この当時、功利主義の始祖として有名なイギリス人のジェレミー・ベンサム(Jeremy Bentham)やアメリカの初代大統領ジョージ・ワシントン(George Washington)などフランスに貢献した外国人に対してフランス市民の資格を付与できないかという意見があった。なぜなら、一七八九年の「人間と市民の権利の宣言」は、一七七六年のアメリカ独立宣言の影響を受けており、そういった背景の下で、革命後、プロイセンやオーストリアとの戦争に苦しむフランスの国民立法議会の議員の中には、彼らの意見や著書、勇気は人間の理性を豊かなものとし、自由への道を用意し

たとして、彼らをフランス人に帰化させようとする意見が有力になっていたのである。

しかし、一七九一年憲法は、帰化の要件として、フランスに住所を定め、市民として宣誓することを求めており、それ以外の帰化は認めていなかったため、いかにフランスに貢献した者であっても、フランスに居住していない以上帰化を認めることはできなかった。そこで、一七九二年八月二六日のデクレによって、彼らを名誉市民 (*citoyenneté d'honneur*) にすることにした。³²⁾

このように、革命期のフランスでは、国内外の反革命勢との戦いによって革命政権が危機的な状況に陥る中で、共和国の基礎を築くために外国の思想家や立法者を呼び寄せ、その力を借りたという経緯がある。しかし、その後、外国との間で実際に革命戦争が始まると、その国出身の外国人を立法から排除するようになる。³³⁾

(オ) 一七九三年 (共和暦 I 年) 憲法

(a) 直接選挙制による共和制

一七九二年九月二一〜二二日のデクレによって、王政の廃止が宣言された。ルイ一六世 (Louis XVI) は投獄され、一七九三年一月、憲法上の役割を尊重しなかった罪や国外逃亡を企てた罪などを理由に、国民公会 (*Convention nationale*)³⁴⁾ によって死刑を宣告され、ギロチンの刑に処された。王政の廃止を受け、一七九三年六月二四日に一七九三年 (共和暦 I 年) の憲法 (以下「一七九三年憲法」という。) が制定され、第一共和政が始まる。

この憲法でも、冒頭に「人間と市民の権利の宣言」³⁵⁾ を掲げ、その第二五条で「主権は人民に存する」と宣言した。

さらに、一七九一年憲法とは異なり、立法府の議員 (*député*) は人口のみに基づき (第二一条)、住民四万人に一名の割合で選出することとし (第二二条)、住民が三・九万人から四・一万人となる人口規模の第一次選挙人会が議員を絶

対多数で直接選出する直接選挙制をとった(第二三条)。この第一次選挙人会は、カントンに六月以上住んでいる市民によって構成されると定め(第一条)、資力要件などは設けず、住居要件だけを定めていた。

また、執行機関としては、二五名のメンバーからなる執行委員会(Conseil exécutif)を設ける(第六二条)とともに、立法機関として立法院を設け(第三九条以下)、執行委員会は立法院の下に置かれた(第七五条)。

(b) 生地主義と社会的要件のない市民要件

市民(citoyens)の要件に関しては、第四条で、「①フランスに生まれ、かつ、居住するすべての人間であつて、満二歳である者、②満二歳のすべての外国人であつて、フランスに一年以上居住し、かつ、そこで仕事をするか、財産を所有するか、フランス人女性と結婚するか、子を養子にもらうか、又は老人を養うかしている者、③立法院によって人類に大いに貢献したと認められたすべての外国人は、フランス市民の権利の行使が認められる」(囲み数字は筆者挿入)と規定した。

このうち①に関しては、後述するように、一七九一年憲法の能動的市民を意味する市民の要件とフランス人の要件が一体的に規定されていると解されており、前段の「フランスに生まれ、かつ、居住するすべての人間」がフランス人の要件を、後段の「満二歳である者」が市民の要件を定めていると解釈されていた。この解釈に従えば、いずれの要件も生地主義に基づいており、市民の要件として納税等の社会的要件を加重していないことから、普通選挙を定めたことになる。

他方、外国人については、②において、出生地のいかんを問わず、一年以上の居住要件と一定の社会実績によって市民としての権利を認める居住地主義をとった。

(c) 未施行に終わった急進的憲法

このように一七九三年憲法は、人民主権の下、能動的市民の要件を幅広く認め、当時としては急進的な直接普通選挙制をとった。しかし、同憲法は、内外の非常事態の前に施行が延期され、結局、一度も実施されることなく終わっている。⁽³⁶⁾ また、外国人がフランスの市民権を行使する要件として、市民としての宣誓を不要としたことから、本人の同意がなくても外国人は自動的に国籍を取得することができるという問題があった。

(カ) 一七九五年（共和暦Ⅲ年）憲法

(a) 間接選挙制による二院制の採用

一七九四年七月のテルミドールの反動によって急進派が一掃され、一七九五年八月二日には、穏健なブルジョアジーのための一七九五年（共和暦Ⅲ年）の憲法（以下「一七九五年憲法」という。）が制定された。

この憲法では、立法権について一七九一年憲法の間接選挙制を復活させるとともに、新たに二院制をとった。まず、一年以上そこに居住する市民によって構成される第一次選挙人会をカントン⁽³⁷⁾ごとに組織し、そこで選挙人会 (Assemblées électorales) のメンバーを選出する（第一七条、第二七条、第三三条）。第一次選挙人会では、元老会 (Conseil des Anciens) の議員及び五百人会 (Conseil des Cinq-Cents) の議員を選出し（第四一条）、元老会と五百人会によって立法府が構成される（第四四条）。法律の提案権は五百人会に専属し（第七六条）、元老会は法律案を一括して否決するか、承認するかしかなないとされた（第九五条）。

また、執行権は、立法府によって任命された五人のメンバーによって構成される執政府 (Directoire) が行使する⁽³⁸⁾とされた（第一三二条）。

(b) 生地主義と納税が市民の要件

フランス市民の要件については、第八条で「フランスに生まれ、かつ、居住するすべての人間であつて、満二一歳であり、そのカントンの市民登録簿に登録され、共和国の領土に一年間居住し、かつ、直接税、不動産税又は個人税を支払っている」者と定めて生地主義をとり、かつ、納税を要件とした。そして、フランス市民となつた効果としては、第一次選挙人会で投票し、かつ、憲法で定められた職務に就けることが定められている(第一条)。

また、外国人については、第一〇条で「満二一歳に達したのち、フランスに居を定める意思を宣言し、引き続き七年間フランスに居住するとともに、直接税を支払い、かつ、不動産を所有するか、農業若しくは商業の活動を行うか、又はフランス人女性と結婚していれば」フランス市民になると定めた。一定の社会実績のほか、必要な居住期間を七年に延長して居住地主義をとるとともに、定住の意思を宣言させることにして、本人の同意のない国籍取得は廃止した。⁽³⁸⁾

(c) ブルジョア共和制的特質

一七九五年憲法は、ブルジョア共和制の確立を狙いとしていたため、能動的市民たる要件、すなわち第一次選挙人会のメンバーとなる要件として、税の支払などの社会的要件を課しただけでなく、五百人会や元老会の議員の被選挙資格については、さらに年齢や居住要件を加重した。具体的には、五百人会の議員に選ばれるためには、三〇歳以上であり、かつ、フランスに一〇年以上居住していることが必要とされ(第七四条)、また、元老会の議員に選ばれるためには、四〇歳以上であり、かつ、未婚や男やもめではないこと、フランスに一五年以上居住していることが必要とされた(第八三条)。

(キ) 一七九九年（共和暦Ⅷ年）憲法

(a) 統領制と変則的な二院制

ナポレオン・ボナパルト（Napoleon Bonaparte）³⁹による一七九九年一月九日のクーデタの後、同年二月一三日に一七九九年（共和暦Ⅷ年）の憲法（以下「一七九九年憲法」という。）が制定された。

この憲法では、政府は、任期一〇年の三人の統領（consul）に委ねられ、第一統領にはボナパルトが、第二統領にはカムバセレス（Cambacères）⁴⁰が、第三統領にはルブラン（Lebrun）⁴¹が就くことが憲法上明記された（第三九条）。また、立法権に関しては、政府が法案を提案し、護民院（Tribunat）が賛否を審議し、立法府が決定するとされた（第二五条）。

護民院とは、元老院が選ぶ二五歳以上の一〇〇名の議員によって構成され（第二七条）、法案に対する賛否を決定するほか、法案に関する意見を述べるができるが、その意見に何ら強制力はなく、法案の修正権も持たなかった。しかも、意見は、公行政（administration publique）に関する部分に限られ、民事又は刑事に関する裁判上の事項については意見を述べるができないとされていた（第二九条）。他方、立法府は、元老院が選ぶ三〇歳以上の三〇〇人の議員によって構成される立法機関であり、少なくとも各県から一名が選ばなければならない（第三二条）。立法府では、護民院と政府代表の法案に関する議論を聴いた上で、投票で法案を決定する（第三四条）。

これらの議員を選ぶ権限を有する元老院（Sénat conservateur）とは、四〇歳以上で終身の議員八〇名によって構成され（第一五条）、その任命は元老院自身が行うとされたが（第一六条）、最初の過半数の議員は、二名の前統領と第二統領のカムバセレス、第三統領のルブランの四人が任命する（第二四条）という非民主的な組織であった。

(b) 社会的要件を排除した市民要件

一七九九年憲法は、フランス市民の要件に関しては、第二条で、「フランスで生まれ、かつ、居住するすべての人間であつて、満二二歳であり、市町村の区の市民登録簿に登録し、共和国に一年以上居住する者」と定め、納税等の社会的要件を課すことなく、単純な生地主義をとつた。

また、外国人については、「満二二歳に達し、フランスに居を定める意思を宣言し、引き続き一〇年以上フランスに居住したとき」にフランス市民になると定め（第三条）、居住期間を一〇年に延長した上で居住地主義をとつた。

(c) 公職名簿登載のための三重の間接投票制

一七九九年憲法は、市民の資格に関しても、外国人がフランス市民となる資格に関しても、社会的要件を廃止し、生地主義ないし居住地主義をとつて要件を大幅に緩和した。しかし同時に、同憲法は、三重の間接民主制的な仕組みを取り入れ、市民権の行使を制限した。すなわち、市民は、まず郡単位で選挙を行い、公務を担うにふさわしい者としてその一〇分の一の者を指名して郡の信任名簿 (*liste de confiance*) を作成する（第七条）。次に、郡名簿登載者が県単位で選挙を行い、その一〇分の一の者を指名して県の信任名簿を作成する（第八条）。さらに、県信任名簿登載者が全国単位で選挙を行い、その一〇分の一の者を指名する（第九条）。これに基づいて全国信任名簿を作成し（第一九条）、その中から、元老院が立法院の議員、護民院の議員、統領、破棄裁判所の判事などを選ぶとされた（第二〇条）。したがつて、三重の選挙は、公職の候補者名簿登載のためでしかなく、市民の投票に基づき議員を選ぶという意味での民主制からはほど遠い性格のものであつた。

一七九九年憲法が市民の資格に社会的要件を課さなかつたのは、同憲法が非民主的な議員の指名制をとり、公職者の選任から民意を排除していたからだけでなく、後述するように、ボナパルトが兵役その他の公的な義務を課すことに市民の意義を見出していたからでもあつたものと思われる。

(ク) 一八〇二年（共和暦 X 年）憲法

一八〇二年五月一〇日、ナポレオン・ボナパルトを終身の統領にするかどうかを国民に問う統領令⁽⁴⁴⁾が発せられ、これを受けた同年八月二日の元老院決議⁽⁴⁵⁾によって、ナポレオン・ボナパルトが、フランス国民の名において終身の第一統領に任命された。さらに、同年八月四日の憲法組織に関する元老院決議⁽⁴⁶⁾によって、一八〇二年（共和暦 X 年）の憲法（以下「一八〇二年憲法」という。）が制定された。

(a) ボナパルトの独裁体制の確立

一八〇二年憲法は、ボナパルトの独裁体制を確立するためのものであり、したがって、統領は終身で、元老院 (Sénat) の議員であり、かつ、議長になるとされた（第三九条）。元老院は、植民地の憲法、憲法に規定されていない事項、異なった解釈が可能な憲法条項に関する解釈について、決議によって決定するほか（第五四条）、裁判所の判決の破棄、立法府及び護民院の解散、第二・第三統領の任命などの権限を有した（第五五条）。

また、一八〇二年憲法では、治安判事の管轄地域ごとにカントン議會を置くこととされたが（第一条）、その議長は第一統領が指名した（第五条）。このほか、カントン議會が指名した二名の候補者の中から第一統領が治安判事を任命し（第八条）、市長及び助役も第一統領が任命する（第一三条）など、全体として第一統領の権限を強大なものにし、極めて中央集権的な体制をとった。

(b) 納税額による公職資格の制限

一八〇二年憲法には市民の要件に関する特段の規定はなく、カントン議會は、そこに住所を有し、名簿に登録したすべての市民によって構成された（第四条）。しかし、同憲法は、高額納税者名簿の登載者（第二五条）からカントン議會が県の選挙人団 (colleges électoraux) の構成員を選出し（第二六条）、この選挙人団が公職の候補者を選任する

ほか、カントン議会が指名する市議会議員も高額納税者名簿の登載者から選ぶとする(第一条)など、納税額によって公職に就く資格を制限していた。

ちなみに、選挙人団は、郡の場合には五〇〇人に一人(第一八条)、県の場合には一、〇〇〇人に一人の割合(第一九条)で選ばれる終身の構成員によって構成される(第二〇条)。郡の選挙人団は、市議会の候補者(第二八条)及び裁判所の判事候補者を選出し(第二九条)、県の選挙人団は、県議会の候補者(第三〇条)及び元老院議員の候補者(第三一条)を選出するほか、県と郡の選挙人団は、立法府の代議員候補者をそれぞれ選出する(第三二条)とされたが、実質的な任命権は、第一統領が握っていた(第六一条及び第六三条)。

(ケ) 一八〇四年(共和暦Ⅻ年) 憲法

二年後の一八〇四年五月一日には、一八〇四年(共和暦Ⅻ年)の憲法(以下「一八〇四年憲法」という。)が制定された。この憲法は、共和国の統治は一人の皇帝に委ねられ(第一条)、ナポレオン・ボナパルトがフランス人の皇帝となる(第二条)ことを冒頭に宣言している。これを受け、同年十二月には戴冠式が挙行され、ボナパルトはナポレオン一世となって第一帝政が確立する。

一八〇四年憲法は、第二章「世襲」、第三章「皇族」、第四章「摂政と、皇帝及びその権力承継者を中心とした条文章成となっており、当然のことながら、市民の権利や資格については何も触れていない。立法府(第Ⅹ章)や護民院(第Ⅺ章)の章でも、会期等の手続的内容が規定されているだけであり、選挙人団(第Ⅻ章)については、帝国の重臣やレジオンドヌール勲章を受けた者がその構成員となると定められた(第九九条)。

(2) ナポレオン法典とフランス人の定義規定の改正

一八〇四年三月二一日、一七九九年憲法体制の下で審議されたナポレオン法典と呼ばれるフランス初の民法典が公布された。⁴⁸これによって、アンシャン・レジームから続いた法の不統一な状態は解消され、フランス全土にわたって統一的な法律が適用されることになった。同時に、本稿のテーマであるフランス人の定義も大きく改正された。

(ア) フランス市民の定義規定とフランス人の定義規定の分離

(a) 一七九三年憲法以降の両者の一体化

一七九一年憲法では、フランス市民の定義は第三編第一章第二節第二条で、フランス人の定義は第二編第二条で、それぞれ別に定めていた。これに対し、一七九三年、九五年及び九九年の憲法では両者を一体化し、同一の条文で定めていた。(なお、一七九一年憲法は、政治的権利の主体となる者を「能動的市民」と、私法上の権利の主体となる者を「フランス市民」と表現しているが、表記を統一するため、以下本稿では、前者を「フランス市民」と、後者を「フランス人」と表すことにする。)

一七九九年憲法を例にとると、「フランスで生まれ、かつ、居住するすべての人間であって、満二一歳であり、市町村の区の市民登録簿に登録し、共和国に一年以上居住する者は、フランス市民である」と定めている(第二条)。この条文は、フランス市民の定義しか定めていないようにみえるが、当時は、前段の「フランスに生まれ、かつ、居住するすべての人間 (Tout homme)」の部分で、フランスに生まれ、居住するすべての男子、女子及び子がフランス人である旨を定め、後段の「満二一歳であり、市町村の区の市民登録簿に登録し、共和国に一年居住する者」の部分で、

フランス人のうちの男子のみについて、フランス市民の要件を定めていると解釈されていた。⁴⁹⁾

(b) 民法典による両者の分離

ところが、新たに制定された民法典第七条は、「私権の行使は、市民の資格とは別であり、市民の資格は、憲法の規定のみに従って取得され、保持される」と定めた。これは、憲法はフランス市民の資格についてしか定めず、私権の行使と結びついたフランス人の定義は民法で定めるということを意味していた。その結果、フランス人とは誰かを規定するのは民法典となり、一七九九年憲法第二条は、その文言通り、政治的権利を行使する市民の資格を定めるためのものになった。⁵⁰⁾

前述のように、当時は、選挙権などの政治的権利を行使するためのフランス市民の資格 (*qualité de citoyen français*) と、私法上の権利を享有できるフランス人の資格 (*qualité de Français*) とは別のものとして観念されていた。民法典第七条は、これを憲法と民法典のそれぞれで定めることを明らかにしたのである。

もともと、ボナパルトの独裁体制が確立された一八〇二年憲法では、市民の資格としては居住要件しか設けておらず、別途、公職に就任する資格として高額納税が要件とされた。さらに、帝政を確立した一八〇四年憲法では、市民の権利や資格については何も触れていないが、これは、市民の政治的権利が消滅したことを意味している。

(c) 自然死と民事死の分離

さらに、民法典は、フランス人の資格と私権の主体を同一のものと観念したことから、民事死 (*mort civile*) という概念を導入した。すなわち、外国への帰化 (第一七条第一号) のほかに、許可を得ない外国からの公務の受諾もフランス人の資格喪失事由とし (第一七条第二号)、それによってフランス人の資格を喪失した者は、たとえフランス国内に居住し、生活していても、私権の享有主体ではなくなるとしたのである。

そのため、生物学的な意味での自然死 (mort naturelle) のほかに、民事死という概念を導入した(第二五条)。これは、死刑判決を受けた者などに課される民事上の制裁であり(第二二条、第二四条)、民事死とみなされた者は、自然人としては存在していても、財産権の権利主体性を失い、その者に属した財産については相続が開始され、相続人に帰属することになるとされた。さらに、身分行為に関しても、新たに婚姻契約をすることができないだけでなく、すでになされた婚姻契約も破棄され、私法上の効果を喪失することになる。

(イ) 生地主義から血統主義へ

(a) 血統主義をとった民法典

一七九一年憲法では、フランス人の要件として、父系血統主義と生地主義を併用し、さらに居住地主義も認めていた。他方、一七九三年憲法以降の憲法では、「フランスに生まれ、かつ、居住するすべての人間」はフランス人であると定めて、生地主義を採用した。

ところが、民法典は、「外国で生まれたすべてのフランス人の子」はフランス人であると定め(第一〇条)、一七九三年憲法以降基本とされてきた生地主義を血統主義に改めたのである。⁽⁵¹⁾当初、ボナパルトはこの案に反対だったが、七六歳の老法律家トロンシエ (François Tronchet)⁽⁵²⁾との議論の果てにトロンシエの意見が通り、血統主義をとることになったとされている。そこで、この間の議論を簡単に振り返っておこう。⁽⁵³⁾

(b) 血統主義のトロンシエ案と生地主義のボナパルト案の対立

一八〇一年に国務院 (Conseil d'Etat)⁽⁵⁴⁾に示されたトロンシエの原案は、「フランス又は外国でフランス人の父親から生まれた子はフランス人である」という父系血統主義に基づくものであった。他方、一七九九年憲法は、生地主義

に基づき「フランスで生まれ、かつ、居住するすべての人間」はフランス人であると定めていたので、トロンシエ案に従うと、フランスで生まれた外国人の子は、民法典上はフランス人ではないが、憲法上はフランス人であるという矛盾を生じることになった。このため、トロンシエは、フランスで生まれた外国人の子については、フランス人となる意思の宣言 (*déclaration de volonté*) を条件として、フランス人とすることを提案した。フランス人となる意思を表明するのであれば、国民もその者をフランス人とみなすことができるだろうというのがその理由であった。また、もし本人が望まないのに外国人にフランス国籍を与えれば、その外国人の母国が、そこに住むフランス人に対して相続権や財産の所有権を失わせるといふ復讐をしないとも限らないことをトロンシエは恐れていた。

これに対し、ボナパルトは、「フランスで生まれたすべての個人は、フランス人である (*Tout individu né en France est français*)」という生地主義に基づく案を提案した。その理由は、外国人の子としてフランスで生まれた者がフランス法上十分な権利を持たないとしたら、現にフランスに住んでいる多くの外国人の子に対し兵役その他の公的な義務を課せなくなってしまうこと、また、外国人が財産を持つていれば、それはフランス法の支配を受けるべきであること、さらに彼らに財産がなくても、フランスのエスプリや習慣は持つており、生まれた国フランスに対する愛着は持つているはずであることにあった。

ちなみに、この論争では、ボナパルトは徴兵に応じるような低い社会階層を、トロンシエは裕福な階層を念頭に置いており、両者が議論の前提としていた社会階層が違っていたことが指摘されている。

(c) 生地主義に反対した立法院

ボナパルトは、トロンシエの反対を押し切つて生地主義に立つ自らの案を推し進めようとした。しかし、護民院では、出生のみで国籍を認める生地主義に対し強い反対意見が出された。その理由は、例えば、フランスと何の関係も

ないイギリス人の母親がフランスに来て子どもを生むとその子はフランス人になるが、果たしてそれでいいのかというところにあり、その子とフランスとの間に何らかのつながりを求めるべきだとするものであった。また、封建制からの断絶を図り、国家をフランス人の唯一の源泉としようとする立場からは、たしかにイギリスで生まれた子はイギリス王の臣民になるが、それは封建制の名残りであり真似すべきものではない、国家は家族と同じようなものであり、家族がその姓を代々受け継ぐように、国籍も血統によって受け継がれるべきだ、という主張がなされた。

これらの意見を踏まえ、護民院は、一八〇二年一月に同法案を否決した。これに激怒したボナパルトは、任期が到来した議員の差し替えという策略を講じ、法案を何とか通過させたが、立法院でも生地主義に対する反対意見が強く、これを削除すべきだとする提案がなされた。結局、トロンシエが数か月前に提案したように、フランスで生まれた外国人の子も、本人の宣誓を条件にフランス人の資格を請求できると条文を修正し(第九条)、法案はようやく議會を通過するに至った。

その結果、民法典では、ボナパルトが提案した生地主義を排除し、フランス人の父親から生まれた子はフランス人であるとするローマ法以来の血統主義の伝統に立ち返ることになった。このようにトロンシエの案が陽の目を見たのは、ボナパルトに対する革命派の反発が強まっていたという当時の政治状況や、保守的な法律家達の協力があつたからとされている。そして、家族の政治的延長として国家を位置付けるという血統主義に関する新たな解釈は、フランスのみならず、ヨーロッパにおける近代的な国籍法の始まりとなった。⁽⁵⁵⁾

(ウ) 外国人遺産没収権の取扱い

一七九〇年八月六日のデクレによって、外国人遺産没収権が廃止されたことは前述したが、その際、相互主義の観

点から、フランスは他の国々に対し、その国に居住するフランス人に対する遺産没収権も廃止するよう求めた。しかし、どの国もそれに応じなかったため、民法典で外国人に対する遺産没収権を復活させることにした。⁽⁵⁶⁾ 具体的には、同法典第一条において「外国人は、フランスにおいて、当該外国人が属する国の条約によってフランス人に認められるのと同じ私権を享有する」と定め、相手国に外国人遺産没収権が存在する場合には、フランスに居住するその国の外国人に対しても外国人遺産没収権を行使できるようにしたのである。

(参考2) 民法典 (Code civil) (ナポレオン法典 (Code Napoléon)) 一八〇三年三月二日公布 (抄)

前編 法の布告、効果及び適用の一般原則 (De la publication, des effets et de l'application des lois en général) (第一条～第六条)

第一条 法律は、皇帝によってなされた公布により、すべてのフランス領土において執行される。

(中略)

第三条 治安と安全に関する法律は、領土に住むすべての人々に適用される。

不動産は、たとえ外国人が所有しているものであっても、フランス法によって規律される。

人の能力と身分に関する法律は、たとえ外国に住んでいても、フランス人に適用される。

(中略)

第六条 私的な契約によって、公序良俗に関する法律を犯してはならない。

第一編 私権の享有及び喪失 (De la jouissance et de la privation des droits civils)

第一章 私権の享有 (De la jouissance des droits civils) (第七条～第一六条)

第七条 私権の行使は、市民の資格とは別であり、市民の資格は、憲法の規定のみに従って取得され、保持される。

第八条 すべてのフランス人は、私権を享有する。

第九条 フランスで生まれたすべての外国人たる個人は、成人に達してから一年以内に、フランス人としての資格を請求することができる。ただし、その者がフランスに住んでいる場合には、フランスに住所を定める意思があることを宣言し、また、その者が外国に住んでいる場合には、フランスに住所を定める旨の証書を提出し、その提出行為から一年以内にフランスに住所を定めなければならない。

第一〇条 外国で生まれたすべてのフランス人の子は、フランス人である。

外国で生まれたすべてのフランス人の子であつて、フランス人の資格を失つた者は、第九条で定める手続きに従い、いつでもその資格を回復することができる。

第一条 外国人は、フランスにおいて、当該外国人が属する国家の条約によつてフランス人に認められるのと同じ私権を享有する。

第十二条 フランス人と結婚した外国人は、その夫の条件に従う。

第十三条 フランスに住所を定めることについて皇帝の許可を得た外国人は、フランスに居住する限りにおいて、すべての私権を享有する。(中略)

第十四条 フランスにおいてフランス人と契約した義務を履行するため、たとえフランスに居所がなくても、外国人をフランスの裁判所に呼び出すことができる。外国においてフランス人と契約した義務のため、外国人をフランスの裁判所に出席させることができる。

第十五条 外国において外国人と契約した義務のためであつても、フランス人をフランスの裁判所に出席させることができる。

(中略)

第二章 私権の喪失 (De la privation des droits civils)

第一節 フランス人の資格の喪失による私権の喪失 (De la privation des droits civils par la perte de la qualité de Français)

(第一七条～第二二条)

第一七条 フランス人の資格は、以下の場合に失われる。

一 外国への帰化

二 皇帝から許可されていない外国政府から与えられた公務の受諾

三 帰国の意思なく外国でなされたあらゆる活動 (établissement)。ただし、商業活動は、決して帰国の意思なくなされたものとみなされてはならない。

(中略)

第二節 裁判上の有罪判決による私権の喪失 (De la privation des droits civils par suite des condamnations judiciaires) (第二一条〜第三三条)

第二二条 以下に定められた私権へのあらゆる関与を剝奪する効果を有する罰の有罪判決は、民事上の死をもたらず。

第二三条 死刑判決は、民事上の死をもたらず。

第二四条 その他の終身刑は、法律が特に定めない限り、民事上の死をもたさず。

第二五条 民事上の死の判決を受けた者は、その所有に係るすべての財産の所有権を失う。その相続は、その者が遺言を残さず自然死した場合と同じ方法により、その財産が帰属する相続人の利益のために開始される。

その者は、もはやいかなる相続も受けることができず、その資格で、彼が後に取得した財産を移転することもできない。

その者は、生前贈与によっても、遺言によっても、その財産の全部又は一部を処分することはできず、それが食料のためでないのなら、その資格で、受領することもできない。

その者は、後見人に任命されることも、後見に関する法律行為に参加することもできない。

その者は、正式な又は公署の契約の証人になることができず、裁判で証言することも認められない。

その者は、訴えが提起された裁判所で選任された特別財産管理人を介し、彼の名においてのみ、裁判で被告又は原告として行為することができる。

その者は、いかなる私法上の効果を生じる婚姻契約もすることができない。

すでになされた婚姻契約は、その私法上の効果に関しては、破棄される。
その配偶者及び相続人は、それぞれ彼の自然死がもたらす権利及び行為を行うことができる。
(以下略)

注

- (17) Patrick Weil, *Qu'est-ce qu'un Français ?*, Gallimard, 2009, pp. 53-54.
- (18) フランス革命以降のフランス憲法の邦訳として、辻村みよ子・糠塚康江『フランス憲法入門』（三省堂、二〇一二年）。ただし、同書では、条文の邦訳が一部省略されている。
- (19) Patrick Weil, *op. cit.*, pp. 23-25.
- (20) 外国人の古称。カロリング朝の時代（八二〇年）には、「aubain」は王国にとつての外国人を意味していたが、一三世紀の中頃には、「領主の土地以外で生まれた者」を意味するようになり、領主が外国人遺産没収権を行使するようになっていた。その後再び国王がそれを行使するようになった。*Ibid.*, p. 420.
- (21) Marie-Claude Blanc-Chaléard, *Histoire de l'immigration. La Découverte*, 2009, pp.5-6.
- (22) Patrick Weil, *op. cit.*, pp. 26-28. 特に女性の権利の制限に関する邦語の文献として、辻村みよ子『人権の普遍性と歴史性——フランス人権宣言と現代憲法——』（創文社、一九九二年）一二三頁以下参照。
- (23) Décret 10 avril 1790 concernant les conditions requises pour être réputé Française et pour être admis à l'exercice des droits de citoyen actif.
- (24) domicile の訳。本稿では、原則として、domicile を住所、résidence を居所ないし居住と訳す。
- (25) 外国人財産分割徴収権 (droits de détraction) とは、相続を許可した外国人の相続財産の一部を王が分割して取得する権利をいう。<http://littrereverso.net/dictionnaire-francais/definition/d%3%9traction/22077> (二〇一四・四・一五アクセス)
- (26) Décret du 6 août 1790 pour la suppression des droits d'Aubaine & de Détraction.
- (27) Décret du 9 décembre 1790 sur la restitution des Biens des Religieuses fugitives.
- (28) 邦語訳については、高木八束・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』（岩波文庫、一九五七年）二二八頁以下。
- (29) 一七九一年憲法は、編 (Title) 章 (Chapitre) 節 (Section) の順で構成されているものの、例えば第Ⅲ編は第一条から始まり、

- 第Ⅲ編第一章も第一条から始まり、第Ⅲ編第一章第一節も第一条から始まるというように、条文の番号は編、章又は節ごとに始まっており、憲法全体を通して番号とはなっていないかった。
- (30) 一七九一年憲法は、王国は八三の県 (départements) に分かれ、各県は郡 (district) に分かれ、各郡はカントンに分かると定められていた (第Ⅱ編第一章)。
- (31) Patrick Weil, *op. cit.*, p. 28. なお、同書では、一七九〇年二月九日のデクレも統合の対象になったと書かれているが、同デクレは、宗教上の理由による国外亡命者の財産回復について定めたものであり、フランス市民の要件に関するものではない。
- (32) *Ibid.*, pp. 28-30.
- (33) *Ibid.*, pp. 30-32.
- (34) 国民公会とは、王政の崩壊を受け、新たに憲法を制定するために設けられた議会で、一七九二年九月から一七九五年一〇月までフランスを統治し、第一共和政の基礎を作った。 [http://fr.wikipedia.org/wiki/Convention_nationale_\(1793-1795\)](http://fr.wikipedia.org/wiki/Convention_nationale_(1793-1795)) (二〇一四・四・二六アクセス)
- (35) 一七八九年八月二六日の人間と市民の権利の宣言とタイトルは同じだが、内容は異なる。
- (36) 山口俊夫『概説フランス法 上』(東京大学出版会、一九七八年)五三―五四頁、http://fr.wikipedia.org/wiki/Constitution_de_1791 (二〇一四・四・二二アクセス)。
- (37) 一七九五年憲法は、フランスは八九の県に分かれ (第三条)、各県はカントンに分かれ、各カントンはさらに市町村 (communes) に分かれる (第五条) と定めていた。
- (38) Patrick Weil, *op. cit.*, p. 36.
- (39) コルシカ島出身の軍人・政治家 (一七六九―一八二二)。第一共和政の軍隊で將軍になり、一七九九年のブリュメール (共和暦第二月) 一八日のクーデタで第一執政となる。一八〇四年にはフランス初の皇帝となり (一八〇四年五月一八日―一八二四年四月六日)、ナポレオン一世と称した。ナポレオン法典の編纂など国内の改革を行ったほか、ヨーロッパ各国を征服するが、ロシア遠征 (一八一二) に失敗してエルバ島に流される。その後、皇帝に復帰した (一八一五年三月二〇日―六月二日) が、ワーテルローの戦いでイギリスとプロイセンの連合軍に敗北し、セント・ヘレナ島に流されて、そこで死亡した。 [http://fr.wikipedia.org/wiki/Napol%C3%A9on_Bonaparte#C3.80_Paris_\(1793-1821\)](http://fr.wikipedia.org/wiki/Napol%C3%A9on_Bonaparte#C3.80_Paris_(1793-1821)) (二〇一四・四・二二アクセス)
- (40) Jean-Jacques-Régis de Cambacères (一七五三―一八二四)。モンペリエ出身の政治家。国務大書記長を務め、民法典の起草にも加わり、後にバルマ公爵に任命される。 http://fr.wikipedia.org/wiki/Jean-Jacques-R%C3%A9gis_de_Cambac%C3%A9res (二〇一四・四・二二アクセス)

- (41) Charles-François Lebrun (一七三九—一八二四)。バスノールマンデュー出身の政治家。後にブレザンス公爵に任命される。
http://fr.wikipedia.org/wiki/Charles-Fran%C3%A7ois_Lebrun (二〇一四・四・二二アクセス)
- (42) 一七九九年憲法は、「市民権」を表す言葉として、それまでの憲法が用いていた“droits de citoyen”ではなく、“droits de cité”を用いている。日本語では、ともに市民権と訳されるが、citoyen は文字通り市民を表すのに対し、cité は、本来、都市や自治共同体、国家を意味する。したがって、droits de cité として表される市民権は、国家や共同体のための権利としてのニュアンスがより強くなっている。
- (43) 一七九九年憲法は、フランスの領土は、県と郡 (arrondissements communaux) に区分されると定めていた(第一条)。
- (44) Arrêté des Consuls du 20 floréal an X (10 mai 1802).
- (45) Sénatus-consulte du 14 thermidor an X (2 août 1802), qui proclame Napoléon Bonaparte Premier consul à vie.
- (46) Sénatus-consulte organique de la Constitution du 16 thermidor an X (4 août 1802).
- (47) レジオンドヌール勲章 (Légion d'honneur) は、一八〇二年にナポレオン・ボナパルトによって創設されたものであり、軍人か民間人かを問わず、国家への功労者に対して授与される。
- (48) フランスの民法典は、当初、「フランス人の民法典」という名称だったが、一八〇七年に「ナポレオン法典」に改称され、一八二六年、ナポレオンの失脚とともにフランス人の民法典に改められ、一八五二年にナポレオン三世によって再びナポレオン法典に改められたが、一八七〇年の第三共和政以降単に「民法典」と呼ばれるようになった(山口・前掲注(36)六三頁)。
- (49) Patrick Weil, *op. cit.*, p. 37.
- (50) *Ibid.*, pp. 38-39.
- (51) フランス人の要件に関する議論の経緯からして、この規定は、「フランスで生まれたフランス人の子」はフランス人であることを当然の前提としているものと解される。
- (52) François Denis Tronchet (一七三三—一八〇六)。パリ生まれの法律家。ナポレオン・ボナパルトによって、ポルタリス (Portalis) ユウ・ユウ・プレアムノ (Bigot de Préamenu) 及びマルヴィル (Maleville) の三人の法律家とともに民法典起草委員会の委員に任命され、その委員長を務めた。http://fr.wikipedia.org/wiki/Fran%C3%A7ois_Denis_Tronchet (二〇一四・二・一九アクセス)
- (53) Patrick Weil, *op. cit.*, pp. 42-52.
- (54) 一七九九年憲法で設けられた三〇名の議員からなる法律案作成のための諮問機関。現在のコンセイユ・データとは異なる。山口・前

掲注（36）五五頁。

（55） Patrick Weil, *op. cit.*, p. 52.

（36） *Ibid.*, p. 46.